

第11話 災害と社倉，御手宛

新発田藩は、安永8（1779）年に「社倉掟」「社倉取計覚」を村々に出しました。これは、直接的な飢饉時の直接的な食糧対策ではありません。社倉は、春に種籾を貸して、秋の収穫時に利息を付けて返済させるというものでした。亀田町の諏訪社のすぐ近くに社倉がありました。享和2（1802）年の記録では、525石8斗の籾が社倉に囲われていたとあります。火災の時には、周辺の村々から合計百人が防火のために駆け付けるきめでした。北山新田，船戸山新田，貝塚新田，荻曾根新田，袋津村，城山村，所嶋村の村々です。これらの村と亀田町が、この社倉の領域であったのだと考えられます。

貸付帳簿の管理は厳重でしたし、社倉担当の名主組頭百姓などは、三年交替でした。社倉の貸付利息は、一割五分です。誰にでも貸し出すわけではなく、身代のよい者や村役人、浪費者や放蕩者には貸しません。毎年二月より四月までに貸し出し、十月から十二月上旬までに取り立てるとしました。一年限りの貸付であり、翌年繰り越しは認められません。ただ、その年の収穫によって、いくつかの緩和措置がありました。

- ・ 悪作が五分以下の場合は、元利米は定めを通り取り立てる。
- ・ 悪作が五分以上の場合は、利息半分と元米取り立て。
- ・ 悪作が七分以上の場合は、利米なし、元米取り立て。
- ・ 悪作が九分以上の場合は、元利米とも取り立て免除。
- ・ ただし、その場合は、翌年冬に元米に一年分の利米を添えて取り立て。

返納が滞った場合は、十人組，親類が弁納する約束事です。不納の者は、十人組や親類に労力提供で補うことも決められていました。「社倉掟」は「貧民救済」とありますが、藩としての租税確保対策でもあります。

一方、洪水や飢饉に苦しむ人々のために、新発田藩では直接的な救済も行いました。文政11（1828）年の12月には、御城下新発田町に施粥小屋を建てました。村から記名の札を持参すれば、老若の別なく一人米二合分の粥を朝夕与えるというのです。空腹を抱え、小桶と碗を持って粥を食べに新発田までどれくらいの人が行ったのでしょうか。さらに、このような施粥の他にも、新発田藩では困窮者の救済策を村々に触れています。文化11（1814）年に、安米売出しの記録が亀田に残されています。6月6日から7月25日の間、売りだす店や家を指定して連日販売していました。どれくらい安価で売りだしたかはわかりません。

その米がどこから出たかは、文政12年の記録から推測することができます。この年、家に余分の米を蓄えている者に、それを困窮者に売るように触れをだしました。それに応じて、亀田町では500俵（4斗3升入）の米の抛出が申告がされました。これらの米は、直接、あるいは米穀商を通して安く販売するようにとされました。安くした米さえも購入できない者には、粥の炊き出しも考えなくてはならないとしました。そして、藩に米や金を抛出した者には、ほうびとして銭が下賜されています。また、洪水や飢饉，度々の大火に、飢民御救いとして御手宛金などが藩から出されました。文化12年，亀田町の90軒

焼失の大火では、60俵余の御手宛米の記録があります。江戸時代も、災害に対しての社会福祉の配慮がいろいろなされていたのです。



亀田町の社倉（嘉永年間）

第12話 文化年間の亀田町の句会

亀田郷土資料館に、文化13（1816）年の俳句集があります。その年の11月甲子日に句会があり、そこで詠まれた俳句が句集としてまとめられたものでしょう。参会した55人の俳人の詠んだ句には、俳号と共にその人の居住する集落名が書かれてありました。その当時、俳句を詠んでいた人々の広がりを見るに絶好の資料と考えます。当時の様子を示した地図の赤い色を付した集落が、その書かれていた地名です。亀田の18人などの横越嶋内や新津のほか、水原など阿賀野川右岸の人々も参加したようです。俳句を詠むという優雅な趣味の人々が、このように広がっているということを知りました。洪水や湛水に苦勞していたこの地域ですが、このような文化的な一面もあったようです。

亀田には、現在、旧船戸山川を暗渠にした所に、俳句の句碑がたくさん並んでいる公園があります。江戸時代から、俳句を学んでいる人々が多数いたというこの地域の伝統を感じさせます。

この俳句集の中から、俳句を少し紹介いたします。

から風の鳥追いまくる水田かな	亀田	一流
風の手や四五羽はなれて立千鳥	上和田	秋風
実をもちて一ふり哀れ冬椿	高山	琴声
かれこれと雪にまかすか門掃除	水原	類観
冬の蜂野風呂の湯気の穴に付	里	此江
夕飯の家にぎわしや由喜の月	大安寺	東礮
雪積や椿くゝりて寝にもとる	寺社	霞海
折れ草に月もいたはれ冬こもり	黒瀬	幸因
臥芦の日もつん出たりぬくめ鳥	早通	圓声
松ありて只しつかなり小田の鴨	外城	楽弓

なお、文化13年11月甲子日は、11月19日、現在の暦では翌年の1月6日となります。俳句で詠まれている自然の様子は、今の暦で感じ取るしかありません。



文化13（1816）年の俳句集 俳人の居住地

第13話 享保8年の大洪水から考えること

亀田に残る古文書に、享保8（1723）年に起こった洪水記録が残されています。

8月10日の午前10時半頃、沢海村で 370間（666.0m）、同じ頃に、上木津村で 100間（180.0m）、横越村で 16間（28.8m）、午後7時頃 江口村で 426間（766.8m）、11日 午前6時過ぎ 網河原村で 146間（262.8m）。河川別でみると、破れた堤防は、阿賀野川 442間（794.8m）、小阿賀野川 570間（846.0m）、信濃川 146間（262.8m） 合計 1058間（1904.4m）。という大洪水で、横越嶋は砂丘地以外はほとんど水没したに違いありません。この日は、現在の暦では9月9日頃となりますから、台風による洪水だと考えられます。

阿賀野川は、水源標高1581mから210km駆け下る流域面積7710km²の大河です。国土交通省阿賀野川河川事務所のHPでは、馬下地区の流量は日本最大級としています。その阿賀野川や阿賀野川支流などに、砂防ダム一つさえなかった江戸時代のことです。横越嶋を襲ったこの洪水の悲惨さは、とても想像することもできないほどだと思います。享保の破堤図から、その大変さ、人々の感じた恐ろしさが物凄いものだったと考えられます。一方からの流入だけではなく三方からの流入ですから、流れ出る場がないと同じです。破堤で流入してきた土砂や木々は、横越嶋の村々の水田や畑を埋め尽くしたことでしょう。亀田に残されている別の家の古文書に、「享保8年 田畑仕付目録」がありました。それには、亀田町の田は「4月22日より5月20日迄残らず植仕付申候」とあります。その33町1反大3歩3尺の田の全てが水没したわけですから、なんとも空しい記載です。

破堤の場合、人々は、堤防復旧が第一に取りかからなくてはならないことでした。現在のような重機などなくすべて手作業ですから、堤防の復旧はとても難しい作業です。宝暦7（1757）年5月の和田の200間の破堤では、水戸止めに三年を要しました。しかも、その間にも何回も小破堤があったと記録にあります。

享保8年の大破堤では、堤防復旧にどれほどの年月がかかったのか見当も付きません。記録が残されていませんが、とても三年や四年では復旧できなかったことでしょう。さらに、流入した水も、湛水地帯ですから簡単にはひいていかなかったに違いありません。川幅わずか40m前後の栗ノ木川一本で吐き出すだけでは、どうにもなりません。きっと、横越嶋全域で、土砂の堆積が大量であったに違いないと想像することができます。この大量の土砂の堆積は、用水路や排水路、さらには耕地を埋めてしまいます。横越嶋内の村々には、砂丘地の上に作られた集落が多数あります。

一方で、大河阿賀野川の洪水が作り出したともいえる集落もあるのではないのでしょうか。土砂の堆積で、湛水のため耕作ができなかった土地を開田する可能性も出たはずです。洪水と湛水が、横越嶋内の集落の生成につながっているようにも見えます。横越嶋の集落の生成年代が、破堤箇所下流側へと広がっていつているように見えるからです。横越嶋の集落生成は、阿賀野川、小阿賀野川の分流部分からの扇状地状に見えます。栗ノ木川は、このような洪水のため次第に河口部へと短縮されていったとも考えられます。かつては、袋津に栗ノ木川の川湊があったと考えられる記録も残されています。それが、亀田船場が栗

ノ木川の川湊になったというのは、洪水のためでもあるようです。川湊の袋津が、洪水による土砂流入で川が埋められてしまっって機能を失ったのでしょう。亀田船場が川湊として活躍し始めた元禄期には、袋津には栗ノ木川湊の痕跡はありません。これなどは、度々の洪水と土砂流入の結果が生み出したものであるのだと考えられます。



資料：享保8年破堤図

第14話 横越嶋村々の排水路確保の動き

享保10（1725）年、横越嶋の38ヶ村が栗ノ木川以外の排水路を計画しました。一つは鳥屋野潟上沼より出来嶋の北、信濃川への水路です。

もう一つは、船戸山より亀田、北山、丸山を経て、大淵で左折、西野より赤池を経て鴉又地内より阿賀野川下流に注ぐ水路です。図の中の赤い点線部分が、享保10年に計画された水路です。

栗ノ木川よりの排水は、海水の干満によって容易でなく、常に湛水の難にありました。また、二年前の享保8年の大水害の後の湛水がはかばかしくなかったのかもしれませんが。しかし、この大きな計画は、目論見の図面を書いただけで実現しませんでした。5年後、松ヶ崎堀割普請後の阿賀野川の海直流で水位が減じ、必要性が薄くなりました。ところが、宝暦3（1753）年になると、改めて分水路計画が出されました。亀田の乗落から逢谷内村までの普請が企てられ、新潟町から反対意見が寄せられました。その様な計画が実現したら、信濃川分水にもなるし、阿賀野川の逆流もあるというのです。

さらに、安永8（1779）年、またも同様の計画が出されました。これも、双方の役人たちが書翰によって意見を交換し、結局立ち消えとなりました。栗ノ木川以外にも排水路をとの動きは、その後はなくなったようで、記録はありません。栗ノ木川は、もともとは横越嶋内を流れる水脈でしかなかったようです。それが、洪水の度ごとに、土砂により次第に河川の姿にと埋め立てられたものです。人々も水路を浚い、堤防を築くなどして河川としての働きをさせました。栗ノ木川が河川としての姿をなしてくると同時に、各村の開田も盛んになりました。横越嶋の人々にとっては、唯一の排水路であり、舟運の便の水路となりました。ただ、この栗ノ木川は、信濃川に流れ出る河口の沼垂町とで問題が頻発しています。町として発展してきている沼垂町は、その町域を拡大したくても余地がありません。結局は、栗ノ木川の河川敷を利用するしか方法がないのでした。ところが、少しでも河口が狭められると、上流の村々の湛水問題はひどくなります。沼垂町と上流の村々との間には、繰り返しその事が問題として話し合われました。古くは天和年間（1681頃）から話し合いが始まり、川幅10間くらいの天明年間では川幅規定の絵図面を定めるほどになりました。

その後も、文政12（1829）年、天保5（1834）年と話し合いをしました。天保5年には、川幅が22間3尺にと定められ、三年ごとに確認することになりました。水路確保の川浚いも、沼垂町だけでなく、関係する村々からの動員も定められました。栗ノ木川をめぐるのは、明治維新以後にも問題がつながり、解決には時間がかかりました。



享保10年の横越嶋排水路目論見
(旧版「亀田郷治水史」より)

第15話 交通路として大切だった栗ノ木川

栗ノ木川は、横越嶋の排水路としての働きの他にもとても大切な働きをしました。亀田に残された文書の中に、道中日記が何冊かあります。その中に、文化年間の「湯温海入湯案内記」という湯治の旅を書いた一冊があります。案内記は、亀田から沼垂へ舟で行き、沼垂からさらに舟で真野まで行ったとあります。亀田から沼垂までは、勿論、栗ノ木川の舟運です。これより少し後の文政6（1823）年の記録では、沼垂までの舟賃は28文です。文化年間の舟賃も同額とすると、米の値段に換算してだいたい今の160円前後です。ちなみに、新潟までの舟賃は50文ですから300円前後というところです。この湯治旅では、亀田の船場から沼垂大橋までを舟に乗ったことでしょう。

亀田の船場は、現在のゆきよし跨線橋近くで、そこが船着き場でした。亀田には当時20人の船乗り渡世がおり、文政6年に次のような取り決めをしています。

- ・お役人様や旅人、商人なども敬って会釈をし、怪我などさせないようにする。
- ・荷物を落したり、水でぬらしたりしないよう気を配る。
- ・沼垂までは28文、新潟までは50文で、それ以上を増銭したり酒手を請求しない。
- ・天候を見計らい、いくら頼まれても決して無理をせず、途中からでも戻る。
- ・特に、雪融け時や大水の時には、沼垂まではともかく、新潟までは決して行かない。
- ・定員オーバーや積載重量オーバーをしないことと、水洩れなどで荷物をぬらさない。
- ・乗客が博奕などをしないように心懸け、もししていたら船乗り渡世職を取り上げる。
- ・お役人様の御用や町方の急用などの場合には、連絡次第、舟を順番に仕立てる。
- ・船乗り渡世の新規や廃業は仲間に申し出ることとする。

このように安全にも気を付けていたようですが、事故が皆無というわけではないようです。文化6（1809）年正月、新潟から戻る途中で3名が遭難したという記録があります。この遭難記事には、「亀田の船印が付いた能代船が榎新田に流れ着いた」とあります。北西の季節風も強い今の暦で2月中旬頃、しかも、信濃川河口に突堤もない時代です。信濃川を横断する際に、波によって顛覆して榎新田へと押し流されたものでしょう。

当時、栗ノ木川舟運の舟を「能代船」といったのかどうかは調べましたが分かりません。「蒲原の民俗」（金塚友之丞）に、栗ノ木川を往来したのは「アンコ舟」とあります。長さ約5間（9.1m）、幅約5尺（1.5m）、魚の鮫鱈に似た形からの命名です。舟の中央部客席の上に、カヤ編みの苫で半円形の覆いをつくり、日よけ雨よけにしました。新潟・亀田のアンコ舟は、一日一往復がきまりで、臨時の場合を「仕立舟」と称しました。旧版「亀田郷治水史」では、風波に耐え速度も優れた海辺の漁船を手本としたとあります。文政年間のことで、これが新潟水原間の役人の往来頻繁なことに対応したとしています。アンコ舟と呼ばれたのは、この頃からのことかもしれません。

山二つ、紫竹、沼垂大橋で客を乗降させ、新潟では五菜堀の船着き場に舟を着けました。この舟では客を20人程乗せ、所要時間は、新潟まで2時間半から3時間くらいです。朝9時に亀田を発てば、新潟で用を済ませ、その日のうちに新潟から戻ることも可能です。しかし、それも氷雪の時季となる前までで、冬は沼垂までの舟往来にも難儀なことでした。ところで、当時の亀田から沼垂までの陸路は、歩くのさえ大変な道だったようです。栗ノ

木川西岸を亀田～船戸山～四ツ興野～鶉ノ子～西山二ツ、そこから渡し船で東岸石山へ渡ります。石山から沼垂へと歩きますが、両岸の堤防は狭く、満水、風波のために崩れてばかりいます。また、支流がたくさんあるため、それらの支流を渡るにも人々は難渋したことでしょう。歩くにもとても危険な道だったようで、川に滑落死する人も時折あったということです。

明治15年、亀田川蒸気会社ができ、亀田丸という車輪船式の蒸気船を走らせました。明治17年には、アンコ舟業者が鶴遊社というスクリー式船の汽船会社を創設しました。二社の競争は激しかったのですが、明治20年に両社が合併し、蒸気船時代となりました。この蒸気船も、明治24年の県道若松線の開通と明治30年の北越鉄道開通で消えました。その後の栗ノ木川は、交通路というよりも排水路としての働きがさらに重視されました。



「アンコ舟」 （上松松次氏作成の模型 亀田郷土資料館展示）

第16話 湛水に苦しんだ低湿地亀田郷の農作業

洪水での苦しみと共に、亀田郷の農家の人々は、恒常的な湛水で苦しみました。排水機場での排水がなく、江戸時代と同様だった明治期の農作業の記録からそれをみてみましょう。

（「西山二ツ普通水利組合起債書類」新潟県文化財調査年報第17「亀田郷」より構成）

一、田打

二月、三月の両月の中、解氷及減水を待って踏廻し排水車を利用して田から極力水を出して行く。もし時期を失すれば雪汁（雪融け）の時期となり、出水に妨げられて完全に行うことができない場合も往々ある。故に寒気をも厭わず、最も急速にこれを行う。

二、客土（この地方では、田普請という）

四月中旬より五月中旬に至りて、前年夏季において堤腹に堆積し置きたるものを、雪汁出水を利用し、小舟（米六斗入十二俵積むもの）をもってこれを田面に散布す。

三、畦浚い（あぜさらい）（この地方では、クロトリという）

畦（あぜ）より田面に植生する葎（よし）菰（こも）などを除去す。第二回は壱番除草の前となし、第三回は除草した後に行う。

四、二番打

五月下旬、土壌を軟らかくするため、水中にこれを行う。

五、整地（この地方では、シロという）

五月下旬より六月上旬にわたり、踏廻し排水小車をもって排水し、肥料を散布してこれを行う。場合により湛水が畔を没し、排水ができない時は、鋤をもって強く土壌を押し均らすこともある。これを水シロという。

六、田植

六月七、八日頃開始し、中旬に至りて終了するを普通とす。しかし湛水の程度により、七月上旬もしくは中旬に至ることあり。

七、失植

普通は、浮苗または腐蝕苗を補うものであるが、水鳥の被害を受け、田植え同様になることが二、三回に及ぶことあり。

八、土取

翌年客土に使用するものを取る。普通六月下旬もしくは七月上旬に開始し、九月下旬頃に終了する。概して信濃川、焼嶋潟より採取し、九月中旬には栗ノ木川より採取す。土質客土に適せずといえども、九月中旬は風波の危険あればなり。（註：土取場は地域によって色々であり、江戸時代は集落同士の争いも時々起きていた。）

土の取り方は三種あり。

- ・ 鋤簾（ジョレン）に長さ三間余の竹棹を結び付け、水中より舟中へ沈澱泥土を掻き上げるもの。
- ・ 水深四、五尺の所、両足をもってほどよく踏み切り、水中にもぐってこれを舟中へ抱え込む。
- ・ 深さ二、三尺くらいのところ、三本鋤または手鋤簾（ジョレン）をもって舟中へ

積込む。

取った土は、これを地元の堤腹に設けてある土揚場に堆積し、翌春これを客土とする。肥料以上の成績あり。

九、除草

三回もしくは四回行う。湛水多き時は、全身を浸して行った事例はこれまでも多い。

十、畦組（あぜぐみ）

畦畔の葭菰を組んで倒し、日当たりをよくする。また、冬、春の波洗を防ぐに効あり。

十一、稲苴

水深く、土質脆弱なため、田カンジキと称するものを足にはいてこれを行う。晩秋に至り、水多き時は、舟中であって鎌の柄に継ぎ手をしてこれを行うことあり。これを舟苴という。

十二、稲取

小舟をもって田面を自由に運搬し、はなはだ容易なり。

十三、稲架（はさ）

桁（へい）と称し、三、四尺の間隔でならびよく樹を植え置き、稲架場（ハサバ）をつくる。これに十二、三通りの大縄を張って、そこに稲を架けるものなり。



「踏廻し排水車」

第17話 亀田郷にとってはとても大切な「鳥屋野潟」

現在の鳥屋野潟のデータは、新潟市のHPでは次のように書かれています。

<流域面積 約99.8km² , 潟面積 約190ha (栗ノ木川合流点～鳥屋野潟放水路) , 水面積 約160ha, 外周 約8km>

江戸時代の地図などを見ると、当時の鳥屋野潟は現在よりはよほど広がったようです。近世初頭、信濃川の分流は和田地域から横越嶋内に入り、丸潟、長潟、鍋潟などを経て、鳥屋野潟に注いでいました。他方では、鳥屋野潟の東側からは栗ノ木川への水路がありました。信濃川との水路は、その後、両川地方の開発によってふさがれました。近世中期以降、鳥屋野潟は栗ノ木川を通じて阿賀野川へ注ぎ、日本海とつながっていました。

鳥屋野潟は、亀田郷の人々の暮らしや農業にとって二つの大きな効用を果たしていました。

第一は、遊水池としての機能です。横越嶋は、全面積の2/3ほどが平均潮位以下という日本でも指折りの低湿地、湛水地帯です。この湛水地帯で、洪水や多雨による水害から田畑の作物を守るに欠かせないのは、排水路と遊水池です。鳥屋野潟は、幹線排水路栗ノ木川とつながり、格好の遊水池として機能しました。これは、現在も大切な機能としてしっかりと管理され、大雨が降っても人々の生活を守るために働いています。鳥屋野潟は、湖面が-2mという海拔以下の湖で、横越嶋全域も砂丘地や堤外地以外は海拔以下がほとんどです。信濃川、阿賀野川、小阿賀野川よりも低い土地であるゆえ、鳥屋野潟は貴重な遊水池として存在し続けているのです。栗ノ木川などの水路を経て、鳥屋野潟に水を集めてから排水機場で排水する、これが鳥屋野潟の大切な働きです。鳥屋野潟の保水力を減少させるということは、この地域全体にとってはあってはならないことです。また、現在の親松排水機場と鳥屋野潟排水機場の排水能力を損なうこともないようにしなければなりません。平成10年8月の水害は、親松排水機場の運転停止のアクシデントで水没地域を出してしまいました。これは、遊水池と同時に排水のためにもある鳥屋野潟の機能を改めて知らしめるべきごとでした。この水害から、再び災害が起きないようにと鳥屋野潟排水機場が設置されたのです。親松排水機場と鳥屋野潟排水機場の排水ポンプの能力は、学校のプールの水を3.2秒で空にするほどとのこと。すごい排水能力をもっているもので、住んでいる住民としては信頼し、安心することができます。

第二の効能は、鳥屋野潟の湖底の泥土が、村々の開田を助けたということです。農民が低湿地を切り開く際には、腰までぬかるような深田が多かった土地柄故に、そこに埋める土砂が必要でした。その深田を少しでも浅くするための土砂を取るには、鳥屋野潟は格好な場所だったのです。鳥屋野潟の泥土は、信濃川・阿賀野川が運んできたもので肥料分に富んでいます。深田を浅くし、地味豊かな耕地とするため、郷内各地から舟に乗った農民が、競って泥土を浚いにきました。昔は泥土をゴミとも言いましたから「ゴミ掻き、また、鋤簾（ジョレン）で取るので「鋤簾掻き」と言いました。人々は、舟で運び帰った鳥屋野潟のゴミを、村の堤外地などに置いて腐蝕させ、翌春に田に入れるのでした。遠くからもゴミ取りに人々が来るので、鳥屋野潟は次第に深くなったということです。鳥屋野潟沿岸の村では、貴重なゴミを持っていかれないようにと、杭を打ったりして対抗することもあ

りました。とにかく、鳥屋野潟の泥土（ゴミ）は、この地域の農家の人々にとっては貴重な資源だったのです。ゴミ取りは、鳥屋野潟からの排水が進められ、郷内の水田が乾田化し、土地改良事業が推進されるまで続きました。



横越嶋の海拔図（「国営かんがい排水事業 亀田郷地区 事業誌」より）

第18話 新栗の木川開鑿

江戸時代、横越嶋には、新発田藩領の村の他に、天領の村々がかなりありました。

そのため、洪水や排水、鋤簾（ジョレン）での泥浚いなどで、利害関係が複雑になる場合がとて多かったです。鋤簾での泥浚い訴訟で、文化年間には一年以上も双方の村々が江戸の幕府評定所で争ったこともありました。明治維新以後、新潟県の管轄となったことで、それらはかなり緩和されました。しかし、生活や生産と大きく関わる用水、排水の利害関係は、簡単には解決しません。それらについては、旧版「亀田郷治水史」（昭和4年刊）に詳しい資料が集められています。また、亀田郷土地改良区の「水と土と農民」（昭和51年刊）に、解決に向けた経緯などが詳しく記述されています。

解決策の中核は、栗ノ木川の排水をどのようにするかということでした。明治9（1876）年、沼垂町の八間堀を幅25間に拡張することの提案がありました。さらに、栗ノ木川吐口に閘門を設置し、信濃川からの逆流を防ぐ意見も出ました。しかし、そのいずれも合意には達しませんでした。明治10年、沼垂地先の川幅を取広げる工事がなされました。明治17年、「蒲原村外八十一ヶ村水利土功会」を組織し、治水策について研究しました。明治22年、逆流防止のため栗ノ木川水門設置の議が起こりました。しかし、これについては栗ノ木川舟運業者などの反対もあって、翌23年否定されました。明治25年、会議では、栗ノ木川分水路開鑿が提案されました。五名の調査委員を挙げ、馬越地内より焼嶋潟に通ずる分水路開鑿の調査がスタートしました。明治26年、「水利組合条例」実施に伴い、「蒲原村外八十一ヶ村水利土功会」は解散されました。それに代わって「栗ノ木川普通水利組合」が組織されました。この「栗ノ木川普通水利組合」の会合で、馬越浦より分水路開鑿の提案がなされました。その提案については、賛否両派議員同数となり、議長採決で分水路開鑿が決定されました。ところが、明治27年4月7日に、反対派の分水路開鑿反対提案が認められる事態となり工事中止が可決されました。しかし、既に事業の一部も開始されていることから、5月7日、県知事命令でこの工事中止は取り消されました。明治28年、栗ノ木川分水路事業は竣功され、いわゆる「新栗ノ木川」が開通しました。これによって、栗ノ木川の排水能力は向上し、鳥屋野潟周辺では平均水位が6cmほども低下しました。

明治29年7月の大洪水で、木津が破堤し、さらに信濃川が栗ノ木川に逆流してきました。上流と下流からの水害によって、亀田郷の町や村は大損害をうけてしまいました。この災害から、栗ノ木川への信濃川からの逆流防止の閘門の必要が求められました。

翌30年7月、8月にも連続して被害が出たため、9月の会議で逆流防止閘門設置が提案され、可決されました。31年1月に着工が決定され、竜ヶ島に板堰の閘門が作られ、閘門下流の堤防のかさ上げも行いました。しかし、31年9月、洪水のために増水した信濃川の水が栗ノ木川を逆流し、板堰を破壊してしまいました。

木製では頼りにならないとして、石造閘門につくりかえられ、32年4月に完成しました。この石造閘門完成によって、郷内は信濃川からの逆流による破堤被害はなくなりました。明治41年、焼嶋潟内の土地を買収し新栗ノ木川を山ノ下にと接続させて流末を確保することが考えられました。しかし、北越鉄道開通以来土地の売買が盛んとなり、買収額

は容易に合意に達しないという事態となりました。この問題は分水路の延長を土地収用法適用によって解決でき、明治42年2月に用地取得が可能となりました。

明治42年6月、栗ノ木川本流の川幅を十八間として流路を確定し、兩岸を払い下げる話し合いがなされました。

新栗ノ木川開通で、町域の狭隘になやんだ沼垂町も、湛水で苦しんだ亀田郷も問題解決に一步前進したのです。亀田郷の湛水解決に大きく寄与したのは、大正11年に通水、14年に完成した大河津分水です。大河津分水により、上流からの大量の水と土砂が分水路から海へと吐き出されました。分水地点より下流の支流の水と土砂だけが、信濃川河口の新潟へと流れてくることになりました。これによって、亀田郷は信濃川からの洪水の危険緩和と、平常時でも信濃川の水位低下の恩恵を受けました。結果として、栗ノ木川、新栗ノ木川の水はけが良好となり、郷内の湛水排除が進展することとなったのです。



新栗ノ木川水路図（明治44年測図5万分の1地形図新潟より）

第19回 亀田郷水害予防組合の設立

大正2年8月、横越村木津での破堤で、横越嶋は広範囲に水没の被害を受けました。それまで、嶋内の各地の水利土功会による小規模な排水機設置での水利事業を行っていましたが、基本的な治水策がたてられてはいなかったのです。この木津破堤を機に、人々は、土地改良・排水機設置などのため、全域での治水組織を必要とする動きとなりました。この地域では、新栗ノ木川への逆流防止閘門の設置その他の問題での利害の対立もありました。そのため、全域的な組織を設立しての活動がなされていなかったのです。

大正2年12月4日、「水害予防組合設置ノ儀ニ付キ具申」が県当局に提出されました。亀田郷10カ町村9,000町歩余、家屋8,169戸を対象とした「亀田郷水害予防組合」の設立の要請です。県による組合規約設定、認可、中蒲原郡長の組合管理者への指定により、大正3年2月、亀田郷全域を関渉区域とし「阿賀野川小阿賀野川信濃川通船川ノ水害ナラビニ栗ノ木川ノ逆流防止ニ関スル一切ノ事業」の経営を目的とする「亀田郷水害予防組合」が設立されたのです。

大正5年、それまであった「栗ノ木川普通水利組合」の事業内容についても双方の組合で審議され、「亀田郷水害予防組合」に合併することが決められました。「亀田郷」の名称は、この「亀田郷水害予防組合」の関渉区域と重なるものとして公的になったものと考えられます。

亀田郷の水害は、破堤・逆水と湛水です。信濃川と阿賀野川という日本屈指の大河が、亀田郷を挟んでいるわけですから、洪水が起きないのが不思議です。現在、この二つの大河には、本流、支流ともに多くのダムがあり、信濃川には大河津分水もあります。しかし、昔は、そのような流れ下る大量の水をコントロールするものは、全くありませんでした。信濃川は、甲武信岳を源とする千曲川と奥穂高を源とする梓川が合し、新潟県に入ると信濃川となります。新潟県に入ってから中越や下越の山々からの水も合流することから、日本一の流量の川となります。それが、昔は全て新潟の河口から流れ出ていました。水量が多いため、亀田郷の栗ノ木川や通船川などに比べて、水位がとても高く、逆流して困らせました。亀田に残る古文書には、「信濃川の水が込み上げ」という文字の書かれた水害が珍しくありません。

阿賀野川は、流量は日本第三位といわれます。尾瀬の山々を源とする只見川、福島県滝ノ原地区を源とする阿賀川、猪苗代湖を源とする日橋川などが合流して阿賀野川となって新潟県に入り、新潟へと流れ出ていました。特に、満願寺付近で小阿賀野川と分かれるあたりの阿賀野川の蛇行は著しく、亀田郷の水害の大きな要因でした。また、小阿賀野川の水が信濃川に流れ出にくいことも、亀田郷水害の大きな要因でした。ダムや分水路などがなかった昔には、この二つの大河に挟まれた亀田郷は、大水害は当然だったと考えられます。その上に、広範囲の海拔以下の低湿地であったわけです。亀田郷水害予防組合は、そのような水害の防止、大河からの逆水防止、郷内の湛水排除のために団結したのです。参加した町村は、横越、大江山、亀田、早通、両川、曾野木、鳥屋野、沼垂、石山、大形です。亀田郷水害予防組合では、

ア 阿賀野川の水路、堤防の改善

イ 信濃川の堤防の改善

ウ 通船川や栗ノ木川の逆水防止 この三つを緊急の対策として取り組むことにした
のです。



明治44年の阿賀野川下流部（「古地図で探る越後の変遷」より）

第20回 曾川切れでの亀田町への救援物資

東日本大震災で、連日のように被災地への支援などが報じられています。大変な災害に遭った人々を支えようという、各地からの心の籠もった行動や支援物資、支援金などです。このような人々の暖かい励ましが、実は、96年前に激甚な水災を受けた亀田の人々へもありました。それは、「曾川切れ」として歴史に残る大災害でのことです。

亀田郷土資料館に、大正6（1917）年10月の曾川切れでの水災に遭った亀田の人々への支援の記録がありました。その記録をご覧ください。

この水害では、亀田町は全戸数1610戸中、床上浸水が742戸、床下浸水が173戸という災厄で、そのため、その日の食事に困窮する人も多数出ました。亀田町では、10月3日に直ちに新潟県に対して395戸1453人への緊急の炊き出しの実施を申請しました。申請を受けた新潟県は、10月12日から10日間、町内の円満寺で炊き出しすることを許可しました。一日一人4合の米と副食として750匁の味噌を支給することとなったのです。炊き出し所の円満寺から、炊き出した食品を運搬する舟が18艘、荷車が11台借り上げられました。10日間での炊き出しに掛かった経費は、1830円78銭でした（当時の米価は、60kgが8円48銭）。

ところが、同月19日に再び曾川で破堤があり、亀田町はまたも水没してしまいました。亀田町では、再度、新潟県に対して22日から26日までの5日間の炊き出しを申請し、許可されました。この炊き出しは、1318人を対象とするもので、一人当たりの分量などは前回と同様でした。

さて、この後、亀田町での炊き出しは、もう一回ありました。曾川切れの翌年の大正3（1914）年1月、これまでにない大雪に見舞われたというのです。水害以降のトリプルパンチのため、1月25日から2月3日までの10日間、88戸に炊き出しが必要でした。

また、このような炊き出しの他に、別の救恤もありました。

10月2日の曾川破堤で、午前11時より亀田町の耕地へ激流が流れ込み、冠水が数十日に及んだのでした。そのため、収穫皆無は勿論、種穀籾を購入できない農家も121戸に及びました。亀田町では、新潟県に申請をして53石1斗1升3合の種穀籾を受け取り、配布することができました。1戸が、最大8斗から5升2合までという配布でした。種穀籾は、新潟県からの他に、水災救援物資として各地からも亀田町に届いています。水災救援物資は、水害発生の日10月から翌年5月までの間、各地から次々と亀田町に届いたと記録されています。

現金：1794円79銭（米価対比で換算すると、およそ300万円くらい）

手拭：165筋 手拭（反物裏地、古着類一括）：230反 蒲団：数量不明

白米：4斗5升 甘藷：4俵 塩鱒：百本 大根：885本

糯稻種子：1斗6升 高田早生種籾：8升 種籾：1石1斗5升 石白種子：1斗

赤茎牛蒡種子五匁入：15袋 藁：5457束 柴：213束 調胃散：10ヶ

災難に遭った人々を思いやる行為は、人を憂うという優しい心の発露として日本人が持っている大切な心情です。亀田郷の水害の歴史からも、それを学ぶことができるのではないのでしょうか。



大正6年曾川切れでの亀田町の救援対策と各地よりの救援物資・義捐金などの記録